

平成 30 年農林水産省告示第 576 号（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 16 条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 24 条第 1 項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第 17 条及び第 22 条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第 16 条の主務大臣が指定する場合等を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集について

令和 8 年 7 月 31 日
農林水産省消費・安全局

この度、「平成 30 年農林水産省告示第 576 号（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 16 条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 24 条第 1 項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第 17 条及び第 22 条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第 16 条の主務大臣が指定する場合等を定める件）の一部を改正する件（告示）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見募集の背景

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「法」という。）において、その使用等により生物多様性影響（遺伝子組換え生物の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性を損なうおそれのあるものをいう。）が生ずるおそれがないとはいえない遺伝子組換え生物等をこれに該当すると知らないで輸入するおそれが高い場合等であって主務大臣が指定する場合には、その指定に係る輸入をしようとする者は、主務大臣にその旨を届け出なければならないこととされています（法第 16 条）。これは、当該届出をした者に、検査対象生物（当該輸入に係る生物をいう。）が遺伝子組換え生物等であるかどうか

についての検査を受けさせることにより（法第 17 条）、生物の多様性を確保するための措置です。

これを受け、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 16 条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 24 条第 1 項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第 17 条及び第 22 条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第 16 条の主務大臣が指定する場合等を定める件」（平成 30 年農林水産省告示第 576 号。以下「告示」という。）第 1 号においては、当該主務大臣が指定する場合として、台湾からパパイヤを輸入する場合などを規定しています。

2 意見募集の概要

農作物の栽培用種子・苗の輸入時の法第 31 条に基づく立入検査等の実施状況から、法第 4 条第 1 項の規定に基づく遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認を受けていない遺伝子組換えワタの輸入防止の一層の徹底を図るため、今般、告示の一部を改正し、法第 16 条の主務大臣が指定する場合として、中華人民共和国からワタを輸入する場合を追加することとします。

3 意見募集の対象となる案及び関連資料の入手方法

（１）e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

（２）農林水産省消費・安全局農産安全管理課において配布

4 意見・情報の提出方法

（１）e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

（２）郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

5 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。

なお、これらの個人情報、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

6 意見・情報受付期間

令和8年7月31日～令和8年8月29日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

7 公示資料（今回の意見募集の対象文書）

平成30年農林水産省告示第576号の一部を改正する告示案（新旧対照表）